



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 611 土地改良区の定款変更認可 (農村計画課)
 - 612 " (")
 - 613 換地処分の完了 (")
 - 614 " (")
 - 615 " (")
 - 616 道路の区域変更 (道路保全課)
- 公告
 - 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
 - 入札公告 (管財課)
- 諸報
 - 拾得物件公告 (和歌山県和歌山東警察署)
 - " (和歌山県岩出警察署)
- 正誤
 - 平成19年1月19日付け和歌山県報号外和歌山県規則第2号中

告 示

和歌山県告示第611号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第612号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、印南土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第613号

平成19年3月30日付けで計画認可したすさみ町営換地計画(佐本川地区口和深換地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第614号

平成19年3月30日付けで計画認可したすさみ町営換地計画(佐本川地区栗垣内換地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第615号

平成19年3月30日付けで計画認可したすさみ町営換地計画(佐本川地区根倉換地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第616号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 西川原粉河線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市粉河字東大道端3556番2地先から同市粉河字彌谷4881番4地先まで	旧	5.70 ? 15.84	1,602.67	
同上	新	5.70 ? 15.84	1,602.67	
同上	新	6.25 ? 71.30	2,636.45	

公 告

で、平成19年2月1日以降無効とする。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったの

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	農業	1843281 1843282	2枚	平成18年8月2日から 平成19年7月31日まで	和歌山県税事務所	平成19年2月1日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

和歌山県庁南別館液化石油ガス調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び番号

平成19年度 管物 第1号

(2) 調達物品の名称及び使用量

ア 名称

液化石油ガス

イ 予定使用量

約12,000㎡

(3) 調達の内容

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け入札参加資格を有すると認められ、かつ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「ガス類その他」に記載され液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第3条の登録を受けた者で、液石法第27条の保安業務について、同法第29条の認定を受け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液石法施行規則」という。）第30条第2項第2号の「一般消費者等の範囲を示した図面」に和歌山県庁南別館が入るもの又は和歌山県庁南別館が入る者に委託できるもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者が経営していない者又は経営に実質的に

関与していない者であること、かつ、暴力団若しくは暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 5階大会議室

(2) 日時

平成19年5月15日（火）午前10時00分から

4 入札説明書の交付並びに説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 5階大会議室

イ 入札日時

平成19年5月23日（水）午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、2の

(1) に掲げる資格要件を証する書面を持参するものとする。

6 入札方法

(1) 入札者は、入札書に1Nm²当たりの液化石油ガス単価を記載すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に0.1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金

額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に12,000を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に12,000を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) この入札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の回数を含め3回までとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212又は2213

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の締結における議会の議決の要否

否

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているため、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年5月7日

和歌山県和歌山東警察署長 福田 憲 司

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
衣類1着 (現金302,948円) 帽子1個 ライター1個	平成 19年4月1日	和歌山市中之島 (車両荷台上)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているため、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年5月7日

和歌山県岩出警察署長 三原 秀 隆

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金125,000円 (封筒に在中)	平成 19年4月6日	紀の川市粉河 (施設内)

正 誤

正 誤

平成19年1月19日付け和歌山県報号外和歌山県規則第2号
中

ページ	段	誤	正
1	左	財産を売り払う契約	契約